

平成 25 年 6 月 27 日

第 8 回実務担当者による
特定健診・特定保健指導に関するワーキンググループ
提出資料

公益社団法人 日本医師会

遠隔保健指導の実施に関する通知案及び手引き案における

実施計画書及び実績報告書の取扱いに関する意見

特定健診・特定保健指導制度のうち、特定保健指導における遠隔保健指導の実施にあたり、個人情報の保護、システムセキュリティの担保、委託事業者等のモラルハザードへの歯止めの観点から、実施計画書及び実績報告書の公開と、実施計画書に以下の添付、又は記載を求める。

1. 「運営についての重要事項に関する規程の概要（保健指導機関）」（厚生労働省）の添付

（理由）

遠隔保健指導の面接の実施においては、外部事業者に委託できることとしている。そのため、特定保健指導の実施機関として委託基準を満たしていることは当然のことであるが、遠隔保健指導の効果の検証のために事業者の規模や運営に係る情報の取得は必要であると考えている。

2. 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 4.1 版 最低限のガイドライン遵守チェックリスト」（厚生労働省）の添付

（理由）

遠隔保健指導の面接の実施においては、外部事業者に委託できることとしている。そのため、特定保健指導の実施機関として個人情報の保護や一定以上のシステムセキュリティが担保されていることは当然のことであるが、遠隔保健指導の効果の検証のために事業者のシステム構築に係る情報の取得は必要であると考えている。

以上